

# 令和6年度 伊江村会計年度任用職員の募集

～ 令和6年度に任用を予定している会計年度任用職員を募集します ～

## 会計年度任用職員とは？

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）内の任期中で任用される非常勤の地方公務員です。任用期間中は、常勤職員同様に配属先で担当職務が割当てられ、地方公務員として従事することとなります。

職務例）総務課：区長会に関する業務、庁舎管理に関する業務、二十歳を祝う集いに関する業務

※担当業務は配属先により異なりますのであらかじめご了承ください。

※1日の勤務時間（パートタイム・フルタイム）によって職務内容に変更がある場合があります。

1. 任用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日  
※令和7年4月以降、再任用される可能性があります。
2. 任用形態 (1) フルタイム勤務（週の勤務時間が38時間45分）  
(2) パートタイム勤務（週の勤務時間が38時間45分未満）  
※任用形態・勤務形態は職種によって異なります。
3. 募集職種 別紙「令和6年度伊江村会計年度任用職員募集一覧」をご覧ください。

## 4. 勤務条件等

### < 諸手当 >

期末手当：任期の定めが6か月以上、週の勤務時間が30時間以上の職員

通勤手当：通勤距離（2km以上から）に応じて支給

退職手当：フルタイム勤務で、月18日以上勤務した月が6月以上の職員

※その他、超勤手当等については、勤務内容・条件に応じて別途支給

### < 休 暇 >

年次有給休暇：任用期間・勤務年数に応じて年度ごとに付与（最大20日）

特 別 休 暇：〈有給〉夏季休暇、忌引、結婚休暇、産前産後休暇等

〈無給〉病気休暇、介護休暇等

### ○休暇についての留意事項○

年次有給休暇及び特別休暇以外の休暇を取る場合は「欠勤」となります。

欠勤取得者は、翌年度、同様の勤務形態で任用更新希望が認められない場合があります。

### <福利厚生>

任用形態によって、地方公務員共済、厚生年金保険、雇用保険等の各種保険に加入

### <人事評価>

地方公務員法が改正され、「人事評価」を実施することが義務付けられています。会計年度任用職員についても評価対象となり、1年間の業務結果等についての評価及び面談を実施します。

### < 服 務 等 >

(1) 地方公務員法が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限等)

(2) 営利企業の従事（兼業）制限

パートタイム勤務者は兼業を制限されませんが、届出を義務付け、兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合や、伊江村の信用を損なうような恐れがある場合は、兼業を制限します。

### 5. 申込書提出から任用までの流れ

(1) 「伊江村会計年度任用職員 任用申込書」の提出

(2) 書類選考を行い、任用候補者を決定

(3) 任用候補者への面接のご連絡

※希望職種の申込者が多数の場合や、書類選考から漏れた場合は、面接の連絡がないこともありますのでご了承ください。

(4) 面接選考の実施、任用可否の決定

(5) 任用候補者への任用可否通知の送付

(6) 任用内定者は、指定期日までに書類の提出後、任用決定

### 6. 応募資格

(1) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格事項に該当しない方

- ・禁固以上の刑に処され、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・伊江村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はそのもとに設立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 募集職種一覧の各職種に関する資格要件等を満たす方

## 7. 応募方法・受付期間

申込書類	① 伊江村会計年度任用職員 任用申込書 (任用申込書は伊江村ホームページからダウンロードまたは役場窓口で受領) ② 応募職種資格要件に該当する、免許又は資格証明書の写し 上記書類を、各応募職種提出先へ郵送または持参し提出してください。	
提出先 問合せ先	伊江村役場 募集職種	〒905-0592 伊江村字東江前38 伊江村役場 総務課 (TEL: 0980-49-2001)
	伊江村教育委員会 募集職種	〒905-0501 伊江村字東江上75 伊江村教育委員会 (TEL: 0980-49-2334)
	伊江村公営企業課 募集職種	〒905-0503 伊江村字川平519-14 伊江村公営企業課 (TEL: 0980-49-2255)
受付期間	令和6年1月26日(金)から 令和6年2月9日(金) (郵送の場合は、受付最終日消印有効) ※受付期間を過ぎた場合でも、任用申込書は随時受け付けますが、令和6年4月からの任用 選考については、期間内の申込者から優先して行います。	

### 【その他】

- ・提出された任用申込書は返却いたしません。
- ・提出された任用申込書は、任用に係る書類・面接選考及び任用手続き以外の目的には一切使用しません。
- ・申込書や面接等で偽りがあった場合や応募資格がない等が判明した場合は、任用を取消しますのでご注意ください。
- ・地方公務員法の規定に基づき条件付採用期間が適用され、任用後1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- ・会計年度任用職員の任用については、令和6年度予算の成立を条件としています。予算の確保ができなかった場合は、任用内定を取消することがあります。
- ・現在、会計年度任用職員として既に勤務している方についても、任用申込書の提出が必要です。令和6年度も引き続き任用希望の方は、任用申請書の提出をお願いします。